

令和6年12月

河内長野市議会定例会

議 案 書

河内長野市

令和6年12月河内長野市議会定例会提出議案目次

報告第24号	専決処分報告について（令和6年度河内長野市一般会計補正予算（第5号））	1
報告第25号	専決処分報告について（和解並びに損害賠償の額の決定）	12
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	15
議案第68号	河内長野市副市長の選任について	16
議案第69号	河内長野市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について	17
議案第70号	河内長野市事務分掌条例の制定について	23
議案第71号	河内長野市副市長定数条例の改正について	28
議案第72号	証人等の実費弁償に関する条例の改正について	29
議案第73号	河内長野市市地区部落有財産基金条例の改正について	30
議案第74号	河内長野市地域活性・交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の改正について	31
議案第75号	河内長野市地区計画区域内における建築制限に関する条例の改正について	35
議案第76号	河内長野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の改正について	38
議案第77号	河内長野市下水道条例の改正について	43
議案第78号	新学校給食センター整備運営事業設計・建設業務請負契約の締結について	44
議案第79号	財産処分について	46
議案第80号	公の施設（河内長野市立日野コミュニティセンター）の指定管理者の指定について	49
議案第81号	河内長野市・富田林市水道事業共同施設の管理運営に関する事務の事務委託に関する規約の廃止に関する協議について	50
議案第82号	河内長野市と大阪広域水道企業団との間における富田林市に係る水道事業に関する事務の委託に関する協議について	51

別冊1（令和6年度各会計補正予算関係）

報告第24号

専決処分報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、市長において令和6年10月4日に令和6年度河内長野市一般会計補正予算（第5号）を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年12月2日提出

河内長野市長 西野 修平

専決第7号

令和6年度河内長野市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度河内長野市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,071千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,909,934千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月4日

河内長野市長 西野 修平

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 府 支 出 金		3,538,141	47,938	3,586,079
	3 委 託 金	203,047	47,938	250,985
19 繰 入 金		1,887,824	3,133	1,890,957
	2 基 金 繰 入 金	1,826,662	3,133	1,829,795
歳 入 合 計		42,858,863	51,071	42,909,934

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		5,689,370	51,071	5,740,441
	4 選 挙 費	136,310	51,071	187,381
歳 出 合 計		42,858,863	51,071	42,909,934

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	11,302,577	0	11,302,577
2 地 方 譲 与 税	261,300	0	261,300
3 利 子 割 交 付 金	12,700	0	12,700
4 配 当 割 交 付 金	105,100	0	105,100
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	97,900	0	97,900
6 法 人 事 業 税 交 付 金	181,700	0	181,700
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,221,700	0	2,221,700
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	18,900	0	18,900
9 環 境 性 能 割 交 付 金	64,400	0	64,400
10 地 方 特 例 交 付 金	484,023	0	484,023
11 地 方 交 付 税	8,570,024	0	8,570,024
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	13,600	0	13,600
13 分 担 金 及 び 負 担 金	265,643	0	265,643
14 使 用 料 及 び 手 数 料	667,133	0	667,133
15 国 庫 支 出 金	9,247,655	0	9,247,655
16 府 支 出 金	3,538,141	47,938	3,586,079
17 財 産 収 入	277,020	0	277,020
18 寄 附 金	807,320	0	807,320
19 繰 入 金	1,887,824	3,133	1,890,957
20 繰 越 金	243,216	0	243,216
21 諸 収 入	700,287	0	700,287
22 市 債	1,890,700	0	1,890,700
歳 入 合 計	42,858,863	51,071	42,909,934

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	292,986	0	292,986
2 総務費	5,689,370	51,071	5,740,441
3 民生費	21,097,968	0	21,097,968
4 衛生費	3,799,039	0	3,799,039
5 労働費	18,179	0	18,179
6 農林業費	445,439	0	445,439
7 商工費	321,120	0	321,120
8 土木費	2,992,233	0	2,992,233
9 消防費	1,473,600	0	1,473,600
10 教育費	3,763,881	0	3,763,881
11 災害復旧費	122,030	0	122,030
12 公債費	2,793,018	0	2,793,018
13 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	42,858,863	51,071	42,909,934

2 歳 入

(款) 16 府支出金 (項) 3 委託金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費 委 託 金	198,060	47,938	245,998
項 計	203,047	47,938	250,985

(款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	428,452	3,133	431,585
項 計	1,826,662	3,133	1,829,795

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 選挙費委託金	47,938	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金 47,938

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	3,133	財政調整基金とりくずし金 3,133

3 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 4 選挙費 (目) 5 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
0	51,071	51,071	1 報酬	4,989
			3 職員手当等	9,847
			7 報償費	133
			8 旅費	120
			10 需用費	4,496
			11 役務費	6,058
			12 委託料	20,062
			13 使用料及び賃借料	2,366
			17 備品購入費	3,000
目 計				
項 計 136,310	51,071	187,381		

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳		財源内訳	
1 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 (選挙管理委員会事務局) 51,071	1 報酬	4,989	国府支出金	47,938	
	会計年度任用職員報酬	2,336	一般財源	3,133	
	選挙報酬	2,653			
	3 職員手当等	9,847			
	職員手当等	9,847			
	7 報償費	133			
	謝礼	133			
	8 旅費	120			
	委員等旅費	5			
	会計年度任用職員費用弁償	100			
	職員旅費	15			
	10 需用費	4,496			
	消耗品費	4,083			
	燃料費	30			
	印刷製本費	183			
	修繕料	200			
	11 役務費	6,058			
通信運搬費	4,747				
手数料	1,311				
12 委託料	20,062				
ポスター掲示場作製・設置・撤去等業務委託料	4,500				
投票所入場整理券作成等業務委託料	2,357				
選挙公報配送業務委託料	3,855				
駐車場整理及び案内業務委託料	499				
選挙事務従事者派遣業務委託料	6,808				
電話交換業務委託料	86				
投票所警備業務委託料	56				
開票所案内整理業務委託料	24				
投票所器材運搬業務委託料	1,241				
投票箱送致等業務委託料	636				
13 使用料及び賃借料	2,366				
空調機器使用料	16				
投票所・開票所用器材賃借料	1,591				
施設使用料	759				
17 備品購入費	3,000				
管理用備品	3,000				
			国府支出金	47,938	
			一般財源	3,133	
			国府支出金	47,938	
			一般財源	3,133	

令和6年度 補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当	地域手当	その他 の手当	計				
補正後	その他の特別職	1,719	62,206					62,206	0	62,206	
	計	1,719	62,206					62,206	0	62,206	
補正前	その他の特別職	1,437	59,553					59,553	0	59,553	
	計	1,437	59,553					59,553	0	59,553	
比較	その他の特別職	282	2,653					2,653	0	2,653	
	計	282	2,653					2,653	0	2,653	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(757) 466	1,080,552	1,795,942	1,679,709	4,556,203	791,665	5,347,868	()内は短時間勤務 職員数(外数)
補正前	(744) 466	1,078,216	1,795,942	1,669,862	4,544,020	791,665	5,335,685	
比較	(13) 0	2,336	0	9,847	12,183	0	12,183	

職員 手当 内訳	区分	扶養 手当	管理職 手当	地域 手当	通勤 手当	住居 手当	期末 手当	勤勉 手当	児童 手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当
	補正後	50,418	93,060	116,993	44,875	30,124	597,663	496,620	27,985	395	88,740
	補正前	50,418	93,060	116,993	44,875	30,124	597,663	496,620	27,985	395	78,893
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,847

職員 手当 内訳	区分	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	単身赴任 手当	退職 手当
	補正後	0	0	648	132,188
	補正前	0	0	648	132,188
	比較	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(10) 466		1,795,942	1,336,873	3,132,815	615,174	3,747,989	()内は短時間勤務 職員数(外数)
補正前	(10) 466		1,795,942	1,327,026	3,122,968	615,174	3,738,142	
比 較	(0) 0		0	9,847	9,847	0	9,847	

職員手当 内訳	区分	扶養 手当	管理職 手当	地域 手当	通勤 手当	住居 手当	期末 手当	勤勉 手当	児童 手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当
	補正後	50,418	93,060	116,993	44,875	30,124	411,008	340,439	27,985	395	88,740
	補正前	50,418	93,060	116,993	44,875	30,124	411,008	340,439	27,985	395	78,893
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,847

職員手当 内訳	区分	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	単身赴任 手当	退職 手当
	補正後	0	0	648	132,188
	補正前	0	0	648	132,188
	比 較	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(747) 0	1,080,552	0	342,836	1,423,388	176,491	1,599,879	()内は短時間勤務 職員数(外数)
補正前	(734) 0	1,078,216	0	342,836	1,421,052	176,491	1,597,543	
比 較	(13) 0	2,336	0	0	2,336	0	2,336	

(2) 報酬及び職員手当の増減額の明細

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額 (千円)	増減額の事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
職員 手当	9,847	その他の増減分 9,847	時間外勤務 手当 9,847	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費

イ 会計年度任用職員

区分	増減額 (千円)	増減額の事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
報酬	2,336	その他の増減分 2,336		衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費

報告第 2 5 号

専決処分報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、市長において次のとおり和解並びに損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

専決第 8 号

和解並びに損害賠償の額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 1 0 月 1 7 日

河内長野市長 西野 修平

和解並びに損害賠償の額の決定について

令和 6 年 5 月 2 7 日午後 4 時 4 4 分頃、相手方が市道松ヶ丘小山田広野線の小山田町 1 3 2 6 番 1 地先を走行中、市道側溝にかけられたグレーチングを踏んだことにより当該グレーチングが跳ね上がり、相手方車両底部を損傷させた物損事故について、市の道路管理上の瑕疵を認め、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

1 和解の主旨

本件事故の責任割合について、市を８０パーセント、相手方を２０パーセントとし、市が損害賠償金を支払い、円満に解決する。

２ 損害賠償の額

金 14,828 円

３ 和解並びに損害賠償の相手方

住所 大阪市住之江区浜口東三丁目 8 番 10 号

氏名 株式会社 P E A C E

代表取締役 仲氏 昌平

専決第 9 号

和解並びに損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 11 月 7 日

河内長野市長 西野 修平

和解並びに損害賠償の額の決定について

令和 6 年 7 月 25 日午後 3 時 45 分頃、相手方が市道松ヶ丘小山田広野線の小山田町 2376 番 3 地先を走行中、市道側溝にかけられたグレーチングを踏んだことにより当該グレーチングが跳ね上がり、相手方車両底部を損傷させた物損事故について、市の道路管理上の瑕疵を認め、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

１ 和解の主旨

本件事故の責任割合について、市を 100 パーセントとし、市が損害賠償金を支払い、円満に解決する。

2 損害賠償の額

金 896,500 円

3 和解並びに損害賠償の相手方

住所 東京都中央区銀座二丁目 16 番 10 号

氏名 ヤマト運輸株式会社 代表取締役 長尾 裕

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、本市議会の意見を求める。

令和6年12月2日提出

河内長野市長 西野 修平

住 所

氏 名

生年月日

議案第 6 8 号

河内長野市副市長の選任について

河内長野市副市長に次の者を選任したいので、地方自治法第 1 6 2 条の規定により、本市議会の同意を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

住 所

氏 名

生年月日

議案第 69 号

河内長野市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

河内長野市中小企業・小規模企業振興基本条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市中小企業・小規模企業振興基本条例

本市は、高野街道をはじめとする幾つもの街道が交わっていることから、交通の要衝として栄え、豊かな自然とともに数多くの歴史・文化財を有するまちとして栄えてきた。また、鋳物やすだれ、爪楊枝など、長い歴史と実績を有する地場産業が根付いており、現代に受け継がれるとともに、商業、工業及び農林業を軸として、地場産業を発展させてきた。

本市が持続的に発展するためには、このような豊かな自然や歴史遺産をはじめとする資源を最大限に活用し、地場産業の中心となる中小企業の活力を維持及び強化していく必要があり、官民一体となってまちの活性化を図っていくことが重要である。

本市は、中小企業の振興を市政の重要課題と位置づけ、施策を総合的に推進することにより、中小企業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業(以下これらを「中小企業等」という。)が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、市の責務、中小企業者及び小規模企業者(以下これらを「中小企業者等」という。)の努力等について明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する基本方針を定めることにより、地域経済の発展、市民生活の向上及びまちの魅力の創出を図り、もってにぎわいのあるまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)

第2条第1項各号に掲げる者であって、本市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する者

であって、本市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(3) 大企業者 中小企業者等以外の者であって、本市の区域内

に事務所又は事業所を有するものをいう。

(4) 商工業団体 商工会、商店会その他の本市における商業又は工業の振興を図ることを目的に支援を行う団体をいう。

(5) 教育・研究機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び産業の振興に資する教育又は調査研究を行う機関をいう。

(中小企業等振興の基本方針)

第3条 中小企業等の振興は、中小企業者等の創意工夫及び自主的な努力を基本とし、市、大企業者、商工業団体、金融機関(信用保証協会を含む。以下同じ。)及び教育・研究機関が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携しながら市民の理解と協力の下で推進するものとする。

2 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 商工業の経営基盤の強化及び経営革新の促進
- (2) 中小企業等の創業又は新たな事業の創出の促進
- (3) 地域資源を生かした地域及び商店街活性化の促進
- (4) 中小企業等の新技術及び新商品の創出
- (5) 商工業の事業活動を担う人材の確保
- (6) 商工業の事業活動を担う人材の育成及び事業継承の促進
- (7) 商工業、農林業、観光業等の相互連携及び交流の促進
- (8) 産学官金の連携による地域活性化の推進
- (9) 企業立地の促進

(中小企業者等の努力)

第4条 中小企業者等は、その事業を行うにあたっては、経済的又は社会的な環境変化に応じて、経営の向上及び改善、雇用機会の確保、人材の育成及び従業員の福利厚生の実に努めるものとする。

2 中小企業者等は、本市の区域内で流通し、又は提供される商品等を積極的に利用することで、その事業活動を通じて地域の活性化に資するよう努めるものとする。

3 中小企業者等は、商工業団体への加入に努め、市又は商工業団体が行う商工業の振興のための事業に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

4 中小企業者等は、その事業活動を行うときは、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、かつ、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本方針(以下「基本方針」という。)にのっとり、中小企業等の振興に関する施策(以下「振興施策」という。)を実施するものとする。

2 市は、振興施策の実施にあたり、国、大阪府その他地方公共団体、大企業者、商工業団体、金融機関及び教育・研究機関との連携に努めるものとする。

3 市は、振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、振興施策の策定に当たっては、中小企業者等の意見を反映させるため、情報の提供及び意見の交換に努めるものとする。

5 市は、振興施策の実施に当たり、必要な計画等を別に定めることができる。

(大企業者の役割)

第6条 大企業者は、基本方針におけるその社会的責任を自覚し、地域に貢献するための必要な措置を講ずるとともに、振興施策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、その地域社会における存在の意義を認識し、商工業団体への加入に努めるものとする。

(商工業団体の役割)

第7条 商工業団体は、基本方針におけるその社会的役割を自覚し、当該団体に加入する中小企業者等を支援するとともに、振興施策に協力するよう努めるものとする。

2 商工業団体は、積極的に組織の強化を図り、中小企業等の振興に関する地域社会への影響力を強めるよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、基本方針におけるその社会的役割を自覚し、中小企業等の資金の需要に対して適切に対応することにより、経営の改善及び向上に関する支援を行うとともに、振興施策に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業等の経営力を高めるため、その新規の取引先の開拓、商談機会の提供、研修の実施等の総合的な支援を行うよう努めるものとする。

(教育・研究機関の役割)

第9条 教育・研究機関は、基本方針におけるその社会的役割を自覚し、研究成果の普及並びに中小企業等が行う研究開発、技術の向上及び人材の育成に対する協力その他の必要な支援を行うとともに、振興施策に協力するよう努めるものとする。

2 教育・研究機関は、教育活動を通じて勤労及び職業に対する意識の向上に努めるとともに、育成した人材が中小企業等において活躍する機会を得ることができるよう情報の収集及び提供に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、基本方針を理解し、中小企業等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号

河内長野市事務分掌条例の制定について
河内長野市事務分掌条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市事務分掌条例

河内長野市事務分掌条例（平成21年河内長野市条例第27号）の全部を改正する。

（局の設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の局を置く。

- (1) 総務経営局
- (2) 都市環境安全局
- (3) 成長戦略局
- (4) こどもの未来とウェルビーイング推進局

（事務分掌）

第2条 局において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 総務経営局

- ア 同和問題に関する事。
- イ 人権啓発に関する事。
- ウ 人権擁護委員に関する事。
- エ 平和事務に関する事。
- オ 男女共同参画に関する事。
- カ 自治振興に関する事。
- キ 消費生活に関する事。
- ク 市民相談に関する事。
- ケ 広聴に関する事。
- コ 行政に対する要望及び陳情に関する事。
- サ 国民年金に関する事。
- シ 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事。
- ス 法規及び条例に関する事。
- セ 文書に関する事。
- ソ 議会に関する事。
- タ 情報の公開に関する事。
- チ 個人情報の保護に関する事。
- ツ 統計に関する事。
- テ 行政管理に関する事。
- ト 情報化の推進に関する事。
- ナ 行政改革に関する事。
- ニ 人事及び研修に関する事。
- ヌ 給与及び厚生に関する事。

- ネ 契約及び検査に関すること。
- ノ 予算及び財務に関すること。
- ハ 市税に関すること。
- ヒ 財産管理に関すること。
- フ 施設の建築に関すること。

(2) 都市環境安全局

- ア 危機管理に関すること。
- イ 開発指導に関すること。
- ウ 建築指導に関すること。
- エ 交通安全対策に関すること。
- オ 公的賃貸住宅及び市営住宅に関すること。
- カ 道路及び橋に関すること。
- キ 用地取得に関すること。
- ク 公園及び緑化に関すること。
- ケ 河川に関すること。
- コ 環境保全及び公害に関すること。
- サ 埋立てに関すること。
- シ 清掃及びし尿に関すること。
- ス 農林業の振興に関すること。

(3) 成長戦略局

- ア 秘書に関すること。
- イ 総合計画及び進行管理に関すること。
- ウ 重要施策の調整に関すること。

- エ 組織及び定数に関すること。
- オ 都市計画に関すること。
- カ 市街地開発に関すること。
- キ 市民参加及び市民協働の推進に関すること。
- ク 移動支援及び公共交通対策に関すること。
- ケ 住宅流通及び空き家対策に関すること。
- コ 商工業の振興に関すること。
- サ 観光に関すること。
- シ 労働に関すること。
- ス 文化・芸術の振興に関すること。
- セ 国際化の推進に関すること。
- ソ スポーツに関すること。
- タ 広報及びプロモーションに関すること。
- チ ふるさと納税に関すること。
- ツ 公民連携に関すること。

(4) こどもの未来とウェルビーイング推進局

- ア 子育て支援に関すること。
- イ 児童福祉に関すること。
- ウ 地域福祉に関すること。
- エ 高齢福祉に関すること。
- オ 社会福祉に関すること。
- カ 障害福祉に関すること。
- キ 保健に関すること。

ク 国民健康保険に関すること。

ケ 介護保険に関すること。

コ ウェルビーイングの実現に関すること。

(会計課の設置)

第3条 会計管理者の権限に属する事務及び市長の権限に属する事務の一部を処理させるため会計課を置く。

(臨時機構)

第4条 前3条の規定にかかわらず、市長は臨時の事務及び事業に関して、必要な臨時機構を設け、これを処理させることができる。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、事務処理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(河内長野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

2 河内長野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年河内長野市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「上下水道部」を「都市環境安全局」に改める。

議案第 7 1 号

河内長野市副市長定数条例の改正について

河内長野市副市長定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市副市長定数条例の一部を改正する条例

河内長野市副市長定数条例（平成 1 8 年河内長野市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中「2 人」を「2 人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第72号

証人等の実費弁償に関する条例の改正について

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の実費弁償に関する条例（昭和43年河内長野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改める。

第2条第1項中「8,000円」を「8,200円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 3 号

河内長野市市地区部落有財産基金条例の改正について

河内長野市市地区部落有財産基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市市地区部落有財産基金条例の一部を改正する条例

河内長野市市地区部落有財産基金条例（昭和 4 9 年河内長野市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「9 6 , 4 3 8 , 0 0 0 円」を「9 6 , 0 9 8 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 7 日から施行する。

議案第 7 4 号

河内長野市地域活性・交流拠点施設の設置及び管理に関する
条例の改正について

河内長野市地域活性・交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市地域活性・交流拠点施設の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例

河内長野市地域活性・交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成
2 5 年河内長野市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第
6 号を第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) ドッグパーク

第 3 条第 7 号を次のように改める。

(7) 河川広場

第 5 条第 3 項中「第 8 条から第 1 1 条まで、第 1 3 条、第 1 4 条及び第
1 8 条」を「第 8 条、第 9 条、第 1 0 条第 1 項及び第 2 項、第 1 1 条、第

13条、第14条並びに第18条」に、「読み替えるものとする」を「読み替え、第10条第3項の規定は適用しない」に改める。

第5条第4項中「施設を営利目的で」を「拠点施設を」に改め、同条に次の2項を加える。

5 第3項の規定により市長が拠点施設を管理運営する場合において、前項前段の規定にかかわらず、市長は、第3条第7号に掲げる施設の使用料の納付を要しない期間を定めることができる。この場合において、当該期間においては、第10条第1項の規定にかかわらず当該施設の利用に係る市長の許可を受けることを要しない。

6 市長は、前項前段の規定により使用料の納付を要しない期間を定めたときは、速やかにこれを告示するものとする。

第10条第1項中「及び第4号」を「、第7号及び第8号」に改め、「する者」の次に「又は第3条各号に掲げる施設以外の拠点施設の一部を独占して利用しようとする者」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第7号に掲げる施設の利用に係る料金を指定管理者が徴収しないと定めた期間においては、当該施設の利用に係る指定管理者の許可を受けることを要しない。

第11条第3号中「拠点施設の施設、附属設備及び備品等」を「拠点施設並びにその附属設備及び備品等」に改める。

第11条の2第1項第2号中「拠点施設の施設等」を「拠点施設並びにその附属設備及び備品等」に改める。

第12条中「施設」を「拠点施設」に改める。

第13条第1項中「利用者」の次に「又は来館者」を加え、同項に次の

ただし書を加える。

ただし、指定管理者が市長の承認を得て定める器具については、許可を受けることを要しない。

第13条に次の1項を加える。

3 市長は、第1項ただし書の規定により指定管理者が器具を定めたときは、速やかにこれを告示するものとする。

第15条第1項中「施設」を「拠点施設」に改める。

第19条中「建物又は附属設備等」を「拠点施設並びにその附属設備及び備品等」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第15条関係）

区分		利用料金	
		単位	金額
バザール広場		1日	10,000円
レンタサイクル	電動アシストあり	1日	2,000円
	電動アシストなし	1日	1,200円
河川広場		1人1日	小学生以上 1,000円
第3条各号に掲げる施設以外の拠点施設		1日	10平方メートルまで 1,000円 1平方メートル増すごと 100円

※1日とは、第8条第1項の規定により定めた開館時間の利用をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定に基づく許可の申請その他拠点施設の利用に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第 75 号

河内長野市地区計画区域内における建築制限に関する条例の
改正について

河内長野市地区計画区域内における建築制限に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市地区計画区域内における建築制限に関する条例の
一部を改正する条例

河内長野市地区計画区域内における建築制限に関する条例（平成 23 年
河内長野市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

小山田東地区地区整備計 画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示さ れた小山田東地区地区計画の区域のうち、地区 整備計画が定められた区域
--------------------	--

別表第 2 第 1 項の表中「10 分の 2」を「100 分の 20」に改める。

別表第 2 第 4 項の表中「10 分の 2」を「100 分の 20」に、「生け
垣」を「生垣」に改め、「袖で」の次に「、」を加える。

別表第2第5項の表中「敷地面積の」を削り、「、透視可能なネットフェンス及び」を「又は透視可能なネットフェンス、」に改め、「袖で」の次に「、その」を加え、「以内」を「以下」に改める。

別表第2に次の1項を加える。

7 小山田東地区地区整備計画区域

(ア)	建築物等の用途の制限	A地区	(1) 工場 (2) 倉庫 (3) 店舗、飲食店（当該敷地内工場 で製造・加工する製品を主に販売・ 提供するためのものに限る。） (4) 保育施設（事業所に内包される ものに限る。） (5) 危険物の貯蔵又は処理に供する 建築物 (6) 前各号の建築物に附属するもの
		B地区	(1) 学校給食共同調理場 (2) 前号の建築物に附属するもの
(イ)	建築物の容積率の最高限度		—
(ウ)	建築物の建蔽率の最高限度		—
(エ)	建築物の敷地	A地区	1, 000m ²

	面積の最低限度	B地区	—
(オ)	建築物の高さの最高限度		—
(カ)	建築物の緑化率の最低限度		100分の10
(キ)	垣又は柵の構造の制限		<p>1 道路に面する垣又は柵は、生垣又はネットフェンス、鉄柵等透視可能で、開放性のあるものとし、ブロック塀その他これに類するものは築造してはならない。</p> <p>2 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合については、適用しない。</p> <p>(1) 高さ0.6m以下のもの</p> <p>(2) 門</p> <p>(3) 門の袖で、その長さが2.0m以下のもの</p>
(ク)	壁面の位置の制限		—

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 76 号

河内長野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の改正について

河内長野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

河内長野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 24 年河内長野市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（布設工事監督者の資格）

第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修め

て卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を

有する者に限る。)

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (8) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第

2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「、土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「あつては4年」を「ついては4年」に、「あつては6年」を「ついては6年」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、

「あつては8年」を「ついては8年」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「あつては5年」を「ついては5年」に、「あつては7年」を「ついては7年」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「あつては9年」を「ついては9年」に改め、同条第5号中「おいて、」の次に「第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 77 号

河内長野市下水道条例の改正について

河内長野市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市下水道条例の一部を改正する条例

河内長野市下水道条例（昭和 61 年河内長野市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 2 第 1 項第 7 号中「第 4 項」を「第 4 号」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第78号

新学校給食センター整備運営事業設計・建設業務請負契約の
締結について

新学校給食センター整備運営事業設計・建設業務請負契約を次のとおり
締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関
する条例第2条の規定により、本市議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

河内長野市長 西野 修平

1 契約目的

新学校給食センター整備運営事業設計・建設業務

2 業務内容

設計業務、建設工事一式、工事監理業務など

3 契約方法

公募型プロポーザルによる随意契約

4 契約金額

金3,971,000,000円

5 契約相手方

①株式会社相和技術研究所

本店所在地 東京都品川区上大崎二丁目18番1号

代表者 代表取締役 平野 尚久

②フジタ・木谷特定建設工事共同企業体

代表企業 株式会社フジタ

本店所在地 東京都新宿区西新宿四丁目3番22号

代表者 代表取締役 奥村 洋治

構成企業 株式会社木谷工務店

本店所在地 大阪府河内長野市三日市町1番37地

代表者 代表取締役 田井 英幹

議案第79号

財産処分について

次のとおり財産処分をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本市議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

河内長野市長 西野 修平

1 処分する土地

河内長野市赤峰産業用地土地区画整理事業施行地区区域（河内長野市小山田町379番1、379番3、379番6、379番8、379番9、381番5、381番7、381番8、381番10及び381番11並びに河内長野市上原町811番2、811番5、811番6、811番7、812番2、812番3、812番4、812番5、812番6、812番7、813番1、813番2、813番3及び923番29）の一部

2 地目

宅地ほか

3 地積

①12,031.78平方メートル

② 2, 677.98平方メートル

③ 3, 203.03平方メートル

④ 14, 575.76平方メートル

⑤ 3, 201.67平方メートル

全区画合計：35, 690.22平方メートル

4 予定価格

① 902, 383, 500円

② 178, 085, 670円

③ 213, 001, 495円

④ 1, 071, 318, 360円

⑤ 174, 491, 015円

全区画合計：2, 539, 280, 040円

5 処分の相手方

①河内長野市寿町6番25号

ＴＯＮＥ株式会社 代表取締役 矢野 大司郎

②富田林市川面町二丁目2-39

株式会社日越工業 代表取締役 白石 洋文

③河内長野市上原西町6番1号

株式会社瑞穂工作所 代表取締役 荒木 伸規

④河内長野市楠町東1615番地

モリ工業株式会社 代表取締役 森 宏明

⑤河内長野市本町11番16号

カネ増製菓株式会社 代表取締役 中谷 陽一

6 用途指定

工場等の産業用地

7 特約事項

土地の引渡しがあった日から10年間、(仮称)赤峰産業用地立地企業エントリー募集要領及び(仮称)赤峰産業用地応募申込書に基づいた用途に従って自らが使用すること並びに所有権移転の禁止を契約義務とし、義務を履行しない場合は違約金を徴するとともに、民法第580条に定める上限までの期間、買い戻すことができる買戻し特約を付す。

議案第80号

公の施設（河内長野市立日野コミュニティセンター）の指定
管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定について、同条第6項の規定により、本市議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

河内長野市長 西野 修平

1 指定管理者に管理させる公の施設の名称

河内長野市立日野コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体名

日野コミュニティセンター管理運営委員会

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第 8 1 号

河内長野市・富田林市水道事業共同施設の管理運営に関する

事務の事務委託に関する規約の廃止に関する協議について

地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により、河内長野市・富田林市水道事業共同施設の管理運営に関する事務の事務委託に関する規約を次のとおり廃止することについて、富田林市と協議するため、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、本市議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市・富田林市水道事業共同施設の管理運営に関する

事務の事務委託に関する規約を廃止する規約（案）

河内長野市・富田林市水道事業共同施設の管理運営に関する事務の事務委託に関する規約は、廃止する。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 2 号

河内長野市と大阪広域水道企業団との間における富田林市に

係る水道事業に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定により、河内長野市と大阪広域水道企業団との間における富田林市に係る水道事業に関する事務の委託に関する規約を次のとおり定めることについて、大阪広域水道企業団と協議するため、同法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、本市議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市と大阪広域水道企業団との間における富田林市に

係る水道事業に関する事務の委託に関する規約（案）

（委託事務の範囲）

第 1 条 大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）は、富田林市に係る水道事業に関する事務のうち、滝畑ダムの受水に係る取水、浄水及び送水に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を河内長野市（以下「市」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、市の条例、規則及び企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条の企業管理規程をいう。）等（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（送水の停止等）

第3条 市は、災害、事故、工事の施行その他河内長野市水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）がやむを得ない理由があると認める場合は、企業団に予告して、送水の一時停止又は送水時間若しくは送水量の制限をすることができる。

2 前項の場合において、企業団に損害が生じることがあっても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、企業団の負担とする。

2 前項の規定により企業団が負担する経費の額、支払の時期及び支払の方法は、管理者と大阪広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）が協議して定める。

（決算の通知）

第5条 管理者は、河内長野市長が地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、速やかに当該決算の委託事務に関する部分を企業長に通知するものとする。

（管理及び執行の状況の報告）

第6条 管理者は、毎年度終了後速やかに、委託事務の管理及び執行に関し、報告書を作成し、企業長に提出するものとする。

(連絡会議)

第7条 管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、企業長と定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃の通知)

第8条 管理者は、委託事務の管理及び執行について適用される市の条例等の制定又は改廃が見込まれる場合は、あらかじめ企業長に通知しなければならない。

2 管理者は、委託事務の管理及び執行について適用される市の条例等の制定又は改廃があった場合は、直ちに企業長に通知しなければならない。

(委託事務の廃止に伴う決算処理)

第9条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、管理者がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生じる剰余金又は不足金の処理については、管理者と企業長が協議して定める。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、管理者と企業長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。